令和3年最低賃金の改定

Q、10月に行われる、最低賃金の改定について教えてください。

A、例年、10月に全国の最低賃金の改定が行われます。

最低賃金制度とは、使用者が労働者に支払うべき賃金の最低額を定めた制度です。

雇用形態に関係なくすべての労働者に適用され、試用期間中も例外ではありません。

昨年度はコロナ禍の影響で据え置き、または数円単位の引き上げでしたが、今年度は 全国平均で28円の引き上げとなり、東京都の最低賃金は1041円(時間額)となります。

最低賃金には都道府県ごとに1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に 従事する労働者を対象にした「特定最低賃金」の2種類があります。「特定最低賃金」は 「地域別最低賃金」よりも高い水準で定められており、両方が同時に適用される場合は、 高い方の最低賃金以上を払わなければなりません。

最低賃金は下表のように算出します。最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。残業代や賞与、通勤手当などは含まれません。計算する際には注意が必要です。

仮に最低賃金以下で雇用契約を結んでいたとしても、契約は無効となり差額を支払わなければなりません。月給制の場合、所定労働時間で割った金額が最低賃金を下回っていることがあります。念のため一度確認してみてはいかがでしょうか。

最低賃金以上か否かを確認する方法

- ① 時間給 時間給 ≧ 最低賃金(時間額)
- ② 日給制 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金(時間額)
- ③ 月給制 月給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金(時間給)